

ごみ処理施設（仮称）整備・運営事業 実施方針の策定の見通しについて

平成30年4月17日

西知多医療厚生組合 ごみ処理施設建設課

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定に準じ、次のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
ごみ処理施設整備・ 運営事業	設計・建設：3年9か月 運営：20年	ごみ処理施設の整備及び 運営に関する一連の業務	愛知県知多市北浜町 11番地の4及び 11番地の18	平成31年1月（予定）